

東三河都市計画臨港地区の変更（愛知県決定）

都市計画三河港臨港地区を次のように変更する。

名称	面積	備考
三河港臨港地区	約 593ha	1 分区の名称及び面積 商港区 約 302.6ha 工業港区 約 164.2ha 保安港区 約 3.0ha マリーナ港区 約 10.0ha 修景厚生港区 約 111.2ha 無分区 約 1.5ha 2 条例名 愛知県臨港地区分区内構築物規制条例 3 規制内容 別紙条例のとおり

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

港湾の進展に伴い、埋立地の造成が行われ、港湾の適正かつ円滑な管理運営を図るため、臨港地区を変更するものである。

【愛知県臨港地区区分区内構築物規制条例】

（趣旨）

第一条 この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、愛知県が管理する港湾の臨港地区の分区の区域内における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 臨港地区 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区及び法第三十八条第一項の規定に基づき知事が指定した区域をいう。
- 二 分区 法第三十九条第一項の規定に基づき臨港地区内において知事が指定した区域をいう。

（禁止構築物）

第三条 法第四十条第一項に規定する条例で定める構築物は、次の各号の分区ごとにそれぞれ当該各号に掲げるもの以外のものとする。ただし、知事が公益上やむを得ないものと認めて許可したものを除く。

- 一 商港区 別表第一に掲げる構築物
- 二 特殊物資港区 別表第二に掲げる構築物
- 三 工業港区 別表第三に掲げる構築物
- 四 漁港区 別表第四に掲げる構築物
- 五 バンカー港区 別表第五に掲げる構築物
- 六 保安港区 別表第六に掲げる構築物
- 七 マリーナ港区 別表第七に掲げる構築物
- 八 修景厚生港区 別表第八に掲げる構築物

（分区の指定に伴う措置）

第四条 この条例の施行後あらたに分区の指定があつた場合において、その分区の指定の際、現に建設中又は改築中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

（罰則）

第五条 法第四十条第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

（委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第一（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第九号まで及び第九号の三から第十号の二までに掲げる港湾施設（危険物置場及び貯油施設を除く。）
- 二 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所
- 三 官公署の事務所
- 四 旅館、ホテル及び飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に定める風俗営業に該当するものを除く。別表第七及び別表第八において同じ。）
- 五 卸売市場
- 六 売店その他知事が指定する施設

別表第二（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第六号まで及び第八号から第十号の二までに掲げる港湾施設
- 二 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、通運事業その他知事が指定する事業を行う者の事務所
- 三 官公署の事務所

別表第三（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第六号まで及び第八号から第九号の三までに掲げる港湾施設
- 二 原料若しくは製品の一部の輸送を海上運送若しくは港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びその附帯施設
- 三 前号の工場に従事する労務者のための休泊所及び診療所
- 四 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備
- 五 官公署の事務所

別表第四（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号、第四号及び第九号に掲げる港湾施設
- 二 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号ロ及び第二号に掲げる施設
- 三 漁業協同組合その他の者が知事が指定するものの事務所
- 四 官公署の事務所

別表第五（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第五号まで、第八号の二から第九号の三まで及び第十号の二に掲げる港湾施設
- 二 貯炭場、貯油施設その他の燃料保管施設
- 三 給炭業者、給油業者その他の燃料供給業者の事務所
- 四 官公署の事務所

別表第六（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第六号まで及び第八号の三から第九号の三までに掲げる港湾施設
- 二 危険物置場、危険物倉庫及び貯油施設
- 三 消火施設その他の危険防止施設
- 四 給油業者及び危険物を取り扱う業者の事務所
- 五 官公署の事務所

別表第七（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第五号まで、第七号、第八号の二、第八号の三及び第九号の三から第十号の二までに掲げる港湾施設
- 二 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の用具倉庫及び上架施設並びにこれらの附帯施設
- 三 官公署の事務所
- 四 旅館、ホテル及び飲食店
- 五 売店その他知事が指定する施設

別表第八（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第五号まで、第七号、第八号の三、第九号及び第九号の三から第十号の二までに掲げる港湾施設
- 二 図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂及び展望施設
- 三 官公署の事務所
- 四 休泊所、飲食店、売店その他知事が指定する施設